

## 世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その十八)



研究センター所長  
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

今回は、日本の人権問題としてよく取り上げられる死刑制度について考えてみたい。第一回普遍的定期審査（UPR）では、日本の死刑制度に対して、国連総会で採択された決議六二／一四九に従って、死刑執行停止の導入と死刑廃止のための制度の早急な見直し、さらに刑罰に仮釈放のない終身刑を追加することが、イギリスなど各国によって勧告された。死刑モラトリアム決議と呼ばれる二〇〇七年一二月に採択された先の決議は、「死刑による犯罪の抑止力については決定的な証拠がなく、冤罪や誤審で死刑が執行された場合は不可逆的かつ回復不能である」（前

文）と述べ、死刑存置国に死刑を廃止するために死刑執行のモラトリアムを求めている（二項（d））。

これに対して日本代表団は、審査の冒頭、「日本人の大多数が極めて悪質な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、死刑を科することもやむを得ず、死刑の廃止は適当ではない」との立場を明らかにした。実際、日本では、二〇二〇年一月七日に公表された「基本的法制度に関する世論調査」で、「死刑もやむを得ない」と回答した者は八〇・八%であった。日本国民は死刑を支持していると言える。しかし、死刑制度は世論のみで決定すべき問題ではない。また、日本政府がそうした世論を変えるために何を行っているかも問われるべき問題である。

また、死刑執行停止の導入については、日本は、審査中に、「死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながら、後に死刑が執行される

ことになったと告知することは、極めて残酷である  
と考える」と述べて、これに反対した。

さらに仮釈放のない終身刑に関しては、「日本は、  
受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題の  
ある制度であると考えており、それゆえそのような  
制度の導入は極めて慎重に検討する必要がある」と  
述べて、これに反対した。先の世論調査でも、この  
問題について、「死刑を廃止しない方がよい」と回答  
した者は五二・〇%であった。

二〇一九年末現在、死刑廃止国は一〇六カ国、一〇  
年以上死刑が執行されず事実上死刑を廃止している  
国が二八カ国である。このように、法律上、事実上  
の死刑廃止国は合計一四二カ国で、国連加盟国一九三  
カ国の三分の二に当たる。

経済協力開発機構（OECD）加盟国三七カ国中、  
死刑存置国は日本、米国、韓国の三カ国である。こ  
のうち、韓国は死刑執行を二〇年以上停止している  
事実上の死刑廃止国である。日弁連の調査によれば、

米国では五〇州のうち二二州が死刑を廃止し、死刑  
存置州は二八州で、このうち一一州が事実上の死刑  
廃止州で、四州では執行の権限をもつ知事が死刑の  
執行停止を宣言しているという。つまり、先進国の  
中で、国家として死刑を統一して執行している国は  
日本のみという状況である。

二〇二〇年一月、今回で八回目となる死刑モラト  
リアムを求める国連総会第三委員会の決議が一二〇  
カ国の賛成で成立した。三九カ国の反対国の中には、  
アジア太平洋地域のアフガニスタン、ブルネイ、中国、  
インド、日本、モルディブ、北朝鮮、パプアニュー  
ギニア、シンガポール、トンガの一一カ国が含まれ  
ている。この決議は、シンガポールが提案した「す  
べての国は適切な刑罰の決定をはじめとする独自の  
法制度を構築する主権的権利をもつ」との修正案を  
否定する形で成立した。このことは、死刑制度は各  
国の主権事項であるとの考えが否定されたことを意  
味する。